

2012年3月21日

エコマーク新規商品類型「テレビ」
認定基準策定にあたっての意見ならびに委員候補者の募集について
(募集要項)

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 意見ならびに委員候補者募集の目的・概要

テレビは、日本国内での年間出荷台数が1320万台(2011年見込み)で、2011年3月には一般世帯での普及率¹が99.6%、100世帯あたりの保有台数が239.6台となっています。そのうち、従来のブラウン管テレビに比べて消費電力が低い液晶テレビ・プラズマテレビ等の薄型テレビは、エコポイント制度(2011年3月終了)や、2011年7月の地上デジタル放送への移行に伴って急速に普及が進んでいます(一般世帯での普及率が87.9%、同保有台数:163.7台)。また、最近ではブルーレイディスク(BD)やハードディスク(HDD)内蔵タイプ、3D、インターネットなどの機能が搭載された多機能テレビが登場してきているほか、さらに消費電力の低い有機ELテレビの開発も期待されています。

テレビについては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」においてエネルギー消費効率の基準が設定されており、家電リサイクル法の対象品目ともなっていますが、一般消費者の商品選択においては、製品のライフサイクル全体における環境負荷が総合的に考慮された情報提供が望まれます。そのため、一般消費者の商品選択に役立つテレビの環境側面に係る基準を整備することは、大きな意義があります。

また、テレビは、国際的に流通する製品でもあるため、EU フラワー、ドイツ「ブルーエンジェル」、北欧5カ国「ノルディックスワン」、韓国「韓国環境ラベル」、中国「中国環境ラベル」等の海外の多くタイプI環境ラベルにおいても認定基準が策定されています。さらに、2005年より日本、中国、韓国の政府レベルで進められている相互認証²の協議においても、DVD機器の次に、3カ国で共通基準を検討する品目としてテレビが選ばれる予定になっています。

そこで、テレビについて基準策定委員会を設置し、資源消費、省エネルギー、有害物質の使用削減、リサイクル・廃棄など、総合的な環境負荷低減を目指した製品設計の促進を目的とし、認定基準策定の検討を行うこととします。

2. 意見ならびに委員候補者募集の対象

(1) 認定基準策定に関する意見について

エコマーク商品類型「テレビ」認定基準策定にあたり、検討の方向性や重視すべき環境負荷項目などについての意見を募集します。

エコマークの認定基準策定にあたっては、商品のライフサイクル全段階にわたる環境へ

¹ 内閣府経済社会総合研究所、「消費動向調査 主要耐久消費財等の普及率(一般世帯)、主要耐久消費財等の保有数量(一般世帯) (平成23年3月末現在)」

² 相手国の環境ラベルの審査(もしくはその一部分)を自国の環境ラベル機関で実施することを可能とする二国間以上の協定をいいます。

の負荷を考慮に入れ、その商品に係る資源採取・製造・流通・使用消費・廃棄・リサイクルなどによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減できるレベルとするよう、優先度の高い項目を絞り込み、できる限り、定量的評価が行える基準を設定することとします。また、「テレビ」の特性を踏まえた認定基準の方向性や重視すべき視点などの検討も必要です。

(2) 「テレビ」基準策定委員候補者について

以下の①および②に該当し、「テレビ」基準策定委員会において、委員として認定基準案策定にご協力いただける委員候補者を募集します。

- ① 認定基準案策定のための知見等を提供いただける方、あるいは、商品類型に興味・関心やご意見をお持ちの方
- ② 企業・団体、特に基準制定後のエコマーク認定取得やその普及に意欲のある企業・団体から推薦や紹介を受けた方（ここで、団体とは事業者関係団体・消費者団体・環境NGOなどを言います。）

「テレビ」基準策定委員には、商品類型に関する供給者、消費者、および中立機関の専門家や有識者を、それぞれ1名以上選定することとしています。

当該委員は、今回応募された候補者の方を含めた候補者リストの中から、当協会理事長が当該委員会の運営に必要な人選を行って委員を委嘱します。委員名は非公表であり、委員をお願いする方にのみ、個別にご連絡をさしあげます。

参考：エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程
ガイドライン／Ⅱ-2 認定基準策定の手順
規定／商品分野別基準策定委員会規程
→ http://www.ecomark.jp/pdf/r_guide.pdf

なお委員会は、原則として月1回程度、当協会にて開催します。会議は非公開とし、委員会へご出席の際には、財団法人日本環境協会の規定に基づき、謝金等をお支払いします。

3. 応募方法等

(1) 応募方法

応募に当たっては、下記の事項を記入して下さい。書式は自由です。また、必要に応じて補足資料などを添付して下さい。

郵送かファックスあるいは電子メールにて提出して下さい。封筒には「テレビの認定基準策定に関する意見」または「テレビ基準策定委員候補者への応募」の別を朱記して下さい。また、ファックスや電子メールの場合は、「テレビの認定基準策定に関する意見」か「テレビ基準策定委員会委員候補者への応募」の別を件名に明記して下さい。

- 1) 「テレビの認定基準策定に関する意見」の場合の記入事項
 - ① 認定基準策定に向けた方向性や重視すべき環境負荷項目あるいは環境配慮上のご意見・ご要望、② 氏名、③ 所属・肩書、④連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）
- 2) 「テレビ基準策定委員候補者への応募」の場合の記入事項(応募用紙をお使いいただいても結構です。)
 - ① 委員候補に応募された理由、② この分野に関連する実務等の経験の有無、③ 推薦あるいは紹介を受けた企業・団体の名称、④ 氏名、⑤ 所属・肩書、⑥ 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）

応募用紙→ <http://www.ecomark.jp/word/iinoubo.doc>

※今回の募集を通じてエコマーク事務局が知り得た情報は、エコマーク事業の目的以外に使用することはありません。外部に開示・漏洩することはありません。

(2) 提出期限及び提出先

① 募集期間

受付開始：2012年3月21日(水)

受付締切：2012年4月19日(木)

※ 2012年4月19日(木)の消印があるものまで有効です。

② 問い合わせ先ならびに提出先

財団法人日本環境協会

エコマーク事務局 基準・認証課（大澤、藤崎）

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目4番16号 馬喰町第一ビル 9階

TEL：03-5643-6253／ FAX：03-5643-6257／ E-mail：ecomark@japan.email.ne.jp